

富津市廃棄物減量等推進審議会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成6年富津市条例第5号）第6条の規定により、富津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

(会長及び副会長の任期)

第3条 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、会議において必要があると認めたときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民部環境保全課で行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。